

# 農業経営基盤の強化の促進 に関する基本的な構想

令和5年9月

裾野市

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 農業の展開方向

裾野市は、静岡県の東部に位置し、東は箱根山系を隔てて神奈川県箱根町に、西は富士市、南は三島市及び長泉町、北は御殿場市にそれぞれ隣接している。

本市の農用地は、黄瀬川本流沿いの平地、同支流沿いの河岸段丘及び富士・愛鷹山麓などの傾斜地に分布し、大部分の農地が市街地や集落を介在し、まとまった営農団地が少ない。

また、水田は水利のよい黄瀬川沿いとその支流の狭い平地に、畑は水利の悪い山麓傾斜地などにそれぞれ分布している。国有林を開放して造られた開田地区（須山・下和田地区）などを除くと、多くの農地は市街地や集落によって分断され、規模拡大や農作業の効率化が図りにくい環境にある。

このような中で、本市の農業は、米作中心から芝、イチゴ、蔬菜、山林種苗等との複合経営に移行してきたが、農業就業者の高齢化や新規就農者の減少等による農業の担い手の面の弱体化が進み、生産体制の再編強化が必要となってきている。

特産作物は、従来の芝、やまといも、イチゴ、モロヘイヤ等に加え、新たに農業協同組合と連携して特産化を推進しているあしたか山麓裾野そばがあり、地産地消や荒廃農地の解消にも一定の成果を挙げつつある。また、裾野市の地勢を活かした新たな作物の導入を検討するため、地域戦略作物の試験栽培を行っている。今後もこれらの作付拡大を推進すると共に、6次産業化、高付加価値化を図りながら農家の所得向上に繋げていく。加えて、効率的な農業経営を可能とする先端技術の導入や、農用地の集積・集約化及び荒廃農地の再生利用により、活力ある農業生産構造の一層の強化を進める。また、農業生産基盤の整備等については、裾野市農業振興地域整備計画に即して進めるものとする。

### 2 基本的な方向

裾野市の農業は、農地の平均所有面積が少なく、1区画の耕地面積が狭小であり、兼業農家が大半を占めている。農業基盤の整備は須山・下和田地区と深良地区を除くと遅れていたが、令和3年度から富岡地区でのほ場整備事業に着手した。今後も、ほ場整備事業等の経営基盤の整備を進めながら、農地の流動化と受委託作業のための条件を整備し、地域農業の中心となる担い手のほか、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に努めるとともに、裾野市農業を継続するため農地の流動化を推進する。

一方、中山間地域の一部などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、農業経営へのスマート農業等の先端技術の導入や、農産物の加工、直販、観光農園などの農業生産関連事業の展開を支援し、農業生産性・

収益性の向上を図るとともに、農林事務所等との連携を図り、持続可能な農業経営体及びこれをを目指す効率的かつ安定的な農業経営を育成する。また、今後の農業就業人口の減少に対応するためには、これら持続可能な農業経営体及びこれをを目指す経営体を農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 19 条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下、「地域計画」という。）に農業を担う者として位置づけ、地域とともに発展を目指すことが重要である。

裾野市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう将来（概ね 10 年後）を見据えた、効率的かつ安定的な農業経営の目標、新たに農業経営を営もうとする青年等の目標を明らかにし、法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や雇用されて農業に従事する者など農業を担う者を適切に確保・育成する。また、生産性と持続性を兼ね備え、マーケットの変化、変容に対応しうる経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成を進め、経営熟度に応じた規模拡大や生産性の向上、経営の合理化等の支援により、持続可能な農業経営体への発展を促すとともに、意欲的に経営発展に取り組む経営体へは、マーケットインの考え方に基づく販路拡大や法人化等の支援を通じて、ビジネス経営体への発展を支援する。

### （1）効率的かつ安定的な農業経営の育成

裾野市における具体的な経営の指標は、裾野市及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする核的農業者が地域における他産業従事者と均衡する年間労働時間（主たる従事者 1 人当たり 1,800～2,000 時間程度）の水準を達成しつつ、同時に、農業を主業とする農業者が、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する 1 経営体当たり 800 万円程度の年間農業所得を確保することができるよう効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの経営体が本市農業生産構造の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

この目標を達成するため、裾野市は、農業経営改善計画の認定制度及び認定農業者への支援制度の活用を促すとともに、次の施策を総合的に実施する。

まず、裾野市は、農業委員会、農業協同組合、農林事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための裾野市担い手育成総合支援協議会（以下「担い手協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対し、上記の担い手協議会が主体となって、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作

成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、農業経営の発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員の個別訪問等による意向把握を行う。農地の貸し手と借り手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（以下「目標地図」という。）に担い手として位置づけ、地域計画を策定する。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、地域計画の達成に資するために、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

また、集約的な経営展開を助長するため、農林事務所等の指導の下に、既存施設園芸・露地野菜の作型、品種の改良による高収益化や新規作目を研究、導入を推進する。併せて、スマート農業の導入や施設の大型化等高度な機械化生産体系の確立を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び當農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に中山間地域の一部においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請や家族経営協定の締結等を推進し、地域計画等の話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営において、小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

また、自然災害による収量減や市場価格の下落等に対する農業者の備えを万全にするため、農業保険等の加入を促進する。

裾野市は、担い手協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経

営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を農林事務所の協力を受けつつ行う。

#### (2)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

裾野市ではここ数年間新規就農者がおらず、青年層（概ね40代前半まで）に限ると、就農相談はあるものの実績のない状況が続いている。地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保することが大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえ、裾野市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始後から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

裾野市で新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標は、裾野市及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、他産業従事者と均衡する水準（1,800～2,000時間程度）を確保しつつ、年間農業所得は農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ300万円程度を目標とする。

この目標を達成するため、新規就農希望者に対しては、青年等就農計画の認定制度及び認定新規就農者（青年等就農計画が認定された者）への支援制度の活用を促すとともに、農業委員会、農業協同組合、農林事務所等と連携を取りながら、就農に関する情報提供、就農相談、就農計画の作成支援などを行い、相談から就農までを総合的に支援し、将来的には地域における新たな担い手として育成を図ることとする。

また、農地については農業委員会や農地中間管理事業等を活用しながら紹介を行う。

#### (3)企業の農業参入支援

地域活性化や農用地の有効利用を図るため、地域の農業との調和の下に、企業等の農業参入を支援し、地域の新たな担い手として育成を図る。

### 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の2の(1)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に裾野市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、裾野市における主要な営農類型についてこれを示すとおおむね次のとおりである。

営農類型毎の経営規模等の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜 + 水稲 + そば	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>水稻 80a</p> <p>そば 50a</p> <p>露地野菜 120a</p> <p>ヤマト仔 30a</p> <p>モロヘイヤ 10a</p> <p>ハゼ 20a</p> <p>(2月・10月 5a 8月 10a)</p> <p>その他根菜類 40a</p> <p>大根 10a</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>230a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>トラクター(30ps)、ローティー(ハロー)(1.2m)、田植機(4条)、自脱コンバイン(3条)、動力噴霧器、堆肥舎、予冷庫他</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機物投入による連作障害の回避</li> <li>・雇用労力による調整作業の実施</li> <li>・ポット育苗による早期育苗</li> <li>・そばについては JA が所有する農業機械及び加工施設を活用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・ブランド化推進</li> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・そばとの二毛作の組合せの確立</li> <li>・GAP の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・収穫調整を中心とした雇用者の確保</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜 + 露地野菜 + そば	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>施設野菜 50a チングソイ 20a (10a×2 作) ハズ 30a (10a×3 作)</p> <p>露地野菜 60a モロヘイヤ 10a ヤマトエンドウ 20a 根菜類 30a</p> <p>そば 40a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 120a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>ビニールハウス(20a)、管理機、動力噴霧器、予冷庫、トラクター(26ps)、堆肥舎他</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機物投入による連作障害の回避</li> <li>・雇用労力による調整</li> <li>・作業の実施</li> <li>・ポット育苗による早期育苗</li> <li>・夏季遮光資材の利用</li> <li>・そばについてはJAが所有する農業機械及び加工施設を活用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・ブランド化推進</li> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・流通管理システムの活用</li> <li>・そばとの2毛作の組合せの確立</li> <li>・GAP の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・収穫調整を中心とした雇用者の確保(土耕)</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ	<p>&lt;作付面積&gt; 仔ゴ 30a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 30a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>ビニールハウス(30a)、管理機内部被覆装置、温風暖房機、予冷庫、トラクター(20ps)他</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母株床での雨除けハウス、芝草マルチの使用</li> <li>・高冷地育苗から、早期山上げ育苗への切替え</li> <li>・摘果による大果生産</li> <li>・交配用ハチの利用</li> <li>・収穫期間拡大(6月中旬まで)</li> <li>・総合的病害虫・雑草管理(IPM)の導入</li> <li>・新品種、高冷地にあっては夏秋イチゴの導入検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・ブランド化推進</li> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・流通管理システムの活用</li> <li>・GAP の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・収穫調整を中心とした雇用者の確保</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花木	<p>&lt;作付面積&gt; サツキ・ツツジ 3ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 3ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; トラクター(30ps 以上)、 マルチヤー、動力噴霧器、管 理機</p> <p>&lt;その他&gt; ・深耕と有機物投入によ る土作り</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳により 経営と家計との分 離を図る。</li> <li>青色申告の実施</li> <li>ブランド化推進</li> <li>気象、病害虫情報の 活用</li> <li>作業日誌の記帳</li> <li>GAP の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日制の導入</li> <li>収穫調整を中 心にした雇用 者の確保</li> </ul>
山林種苗	<p>&lt;作付面積&gt; ヒノキ・スギ 2.0ha クスギ・コナラ (広葉樹) 30a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 2.3ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; トラクター(30ps)、動力噴 霧器、根切堀取機、土壤 消毒機、床替機</p> <p>&lt;その他&gt; ・深耕と有機物投入によ る土作り</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>休日制の導入</li> <li>農繁期の臨時 雇用者の確保</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設花卉	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>施設花卉 30a</p> <p>花壇苗 75a (30a×2.5 作)</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>60a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>硬質プラスチックハウス、暖房機、複合環境制御装置、無人防除施設他</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 自家育苗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。</li> <li>• 青色申告の実施</li> <li>• ブランド化推進</li> <li>• 気象、病害虫情報の活用</li> <li>• 作業日誌の記帳</li> <li>• 流通管理システムの活用</li> <li>• GAP の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 休日制の導入</li> </ul>

### 第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の2の(2)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に裾野市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、裾野市における主要な営農類型についてこれを示すとおおむね次のとおりである。

#### 営農類型毎の経営規模等の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 露地野菜	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>水稻 80a 露地野菜 70a そば+キャベツ 各 20a(計 40a) モロヘイヤ 10a 根菜類 20a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 130a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>トラクター (26ps ~ 30ps)、ローター(ハロー) (1.5m~1.7m)、田植機 (4条)、自脱コンバイン(3条)、動力噴霧器、予冷庫 他</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機物投入による連作障害の回避</li> <li>・雇用労力による調整作業の実施</li> <li>・ポット育苗による早期育苗</li> <li>・そばについてはJAが所有する農業機械及び加工施設を活用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作物の適正組合せの確立</li> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・GAP の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> </ul>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様等
水稻 + 施設野菜 + 露地野菜	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>水稻 80a</p> <p>施設野菜 16a</p> <p>　　ハウストマト 8a</p> <p>　　ハウスキュウリ 8a</p> <p>露地野菜 50a</p> <p>　　チンゲンサイ 10a</p> <p>　　ハネギ 30a (10a×3 作)</p> <p>　　その他葉物 10a</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>　　　126a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>ハロー(3m 以上)、ロータリー(1.5m～1.6m)、田植機(4条)、自脱コンバイン(3条)、ビニールハウス(16a)、管理機、動力噴霧器、予冷庫、トラクター(26ps～28ps)、堆肥舎他</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機物投入による連作障害の回避</li> <li>・雇用労力による調整作業の実施</li> <li>・ポット育苗による早期育苗</li> <li>・夏季遮光資材の利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作物の適正組合せの確立</li> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・流通管理システムの活用</li> <li>・GAP の実践</li> </ul>	<p>・休日制の導入</p>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様等
施設 野菜 + 露地 野菜	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>施設野菜 30a チングンサイ 20a(10a×2 作) ハウスマト 10a</p> <p>露地野菜 40a モロヘイヤ 10a 根菜類 30a</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>60a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>ビニールハウス(20a)、溶液栽培システム、温風暖房器、高設栽培システム、小型ポット育苗システム、管理機、動力噴霧器、予冷庫、トラクター(20ps)、堆肥舎他</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機物投入による連作障害の回避</li> <li>・雇用労力による調整作業の実施</li> <li>・ポット育苗による早期育苗</li> <li>・夏季遮光資材の利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・市況状況の活用</li> <li>・GAP の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・収穫調整を中心とした雇用者の確保</li> </ul>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様等
イ チ ゴ	<p>&lt;作付面積&gt; イチゴ 24a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 24a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; ビニールハウス(24a)、管 理機内部被覆装置、温風 暖房機、予冷庫、高設 栽培システム</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小型ポット育苗によ る省力・早期栽培</li> <li>・高設栽培による収 穫期間の延長</li> <li>・雇用労力の有効活 用</li> <li>・総合的病害虫・雑 草管理(IPM)の 導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳によ り経営と家計との 分離を図る。</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病害虫情報 の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・市況状況の活用</li> <li>・GAP の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・収穫調整を中 心にした雇用 者の確保</li> </ul>

## 第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

裾野市の特産品である芝、やまといも、イチゴ、モロヘイヤ、そばなどの農産物を安定的に生産し、裾野市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県農業経営・就農支援センター、県青年農業者等育成拠点、県立農林環境専門職大学及び同短期大学部、県農林事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用施設及び機械等の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への意向に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えての、裾野市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

また、担い手不在地域へ新たな担い手を確保するため、静岡県農業法人誘致推進連絡会に参画し、農業法人等の誘致活動に積極的に取り組む。

### 2 市が主体的に行う取組

裾野市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて県農林事務所、農業協同組合、県農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の治氏や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える職員を設置するとともに、裾野市が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合等の関係団体で組織する担い手協議会を中心に、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう就農相談員は必要な配慮を行うとともに、農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

裾野市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

裾野市は、県、農業委員会、農業協同組合、県農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農地・農業用施設及び機械等の斡旋・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業委員会、県農業会議及び県農地中間管理機構は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。
- ③ 農業協同組合は、新規就農者等の作物ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与、雇用や農作業の委託のあっせんなど必要なサポートを行う。
- ④ 県青年農業者等育成拠点は、県の研修事業を実施するとともに、研修生への助言指導、青年農業者組織の活動支援や交流促進の支援等を行う。

### 4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

裾野市は、担い手協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び県農業経営・就農支援センター、県青年農業者等育成拠点へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を

希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、裾野市の区域内において後継者がいない場合は、県及び県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう県農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標  
第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げるとおりである。

### ○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
80 %	

### ○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の達成に資するために、農地中間管理事業の実施を推進し、効率的かつ安定的な農業経営における農用地の面的集積の割合を高める。

また、一年間のうちに一定期間利用されない農用地は、当該期間の賃借権等を扱い手に設定することを推進し、農用地の利用の高度化を図る。

- 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約を進めるため、扱い手間の調整や区画整備等を行い、裾野市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係期間及び団体が

一体となって農用地の利用調整に取組み分散錯囲の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、新規就農の促進や経営規模拡大を目指すビジネス経営体等の誘致活動の推進等を図る。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

裾野市は、静岡県が策定した「静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項に定められた方向に即しつつ、裾野市農業の地域特性を踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

裾野市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業に関する事項
- ③ 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ④ 基盤整備を契機とした農用地の利用集積の推進
- ⑤ 農用地利用改善事業に関する事項
- ⑥ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑦ 農業経営の改善を図るために必要な担い手の育成及び確保を促進する事業
- ⑧ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑨ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。

### 1 地域計画推進事業に関する事項

#### (1) 農業者等による協議の場の設置の方向

農業者等による協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物等の農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、裾野市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、裾野市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県農林事務所、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林

振興課に設置する。

### (2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

### (3) その他地域計画推進事業に関する事項

地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

## 2 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条に基づき、農用地利用集積計画に関する経過措置の期間中は、以下のとおり農用地利用集積計画を定め、公告することができるものとする。

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれに定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。  
(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壯年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるも

のこと。

- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(イ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設置等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受ける事ができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

#### (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

#### (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 補野市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から改正前の農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 補野市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

#### (4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 補野市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るために必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 補野市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに、当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、補野市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 補野市の一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 補野市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 補野市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、補

野市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

- ④ 補野市は、農用地利用集積計画において、利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者 ((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。) について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等 ((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。) を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、改正前の農地法第6条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項、その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の決め

(7) ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

裾野市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに、(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

裾野市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を裾野市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

裾野市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

裾野市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（改正前の農地法施行規則第60条の2）があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

裾野市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者的一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決

に努める。

(1) 農用地利用集積計画の取消し等

① 補野市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（改正前の法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 補野市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 補野市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を補野市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 補野市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認められるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、静岡県農業振興公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

### 3 農地中間管理事業の推進に関する事項

- (1) 裾野市は、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の達成に資するために、農地中間管理機構である静岡県農業振興公社との連携の下に、農地中間管理事業の実施を推進する。
- (2) 裾野市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有、再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

### 4 基盤整備を契機とした農用地の利用集積の推進

生産性の向上、ほ場の効率的活用を推進するため、基盤整備事業の積極的な導入により、ほ場の大型化を推進する。また、集団化した農用地の利用条件の改善を図るため、集落段階での土地利用調整を推進する。さらに、換地を契機とした利用権の設定、地域計画の策定や農地中間管理事業等を要件とした基盤整備事業、農作業受託の総合的推進等により、地域農業の担い手に対する農用地の利用集積を促進する。

### 5 農用地利用改善事業に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

裾野市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行なう事が適当であると認められる区域とするものとする。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する

## 事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6号－1の認定申請書を裾野市に提出して、農用地利用規程について裾野市の認定を受けることができる。

② 裾野市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 裾野市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を裾野市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤

強化促進法施行令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 補野市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

## (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農

業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 裾野市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 裾野市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合、静岡県農業振興公社、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、担い手協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

## 6 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

裾野市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組みの推進
- ウ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- エ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- オ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- カ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- キ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 7 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

裾野市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力ある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように、相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に向けた取組

第1の2に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成してくために、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

#### ア 受入環境の整備

県農業経営・就農支援センター、青年農業者等育成拠点（静岡県農業振興公社）や農業協同組合等と連携しながら、市内での就農に向けた情報の提供を行う。

#### イ 中長期的な取組

児童・生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

#### ア 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の策定・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

#### イ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営計画作成への指導

青年等が就農する地域の地域計画との整合性に留意しつつ、基本構想に基づく青

年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。

### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については県農業経営・就農支援センター、青年農業者等育成拠点、技術や経営ノウハウについての習得は静岡県立農林環境専門職大学等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業協同組合や認定農業等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を推進する。

## 9 その他の農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要な他の関連施策との連携

裾野市は、1から7までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 裾野市は、農業振興地域整備計画の見直しに当たっては、農用地区域の効率的かつ安定的な農業利用を図るため、当基本計画と調整をとることとする。

イ 裾野市は、関係機関及び受益組織との連絡調整に努め、農業農村整備事業の積極的な推進を図る。

ウ 裾野市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作及び転作を通じて望ましい経営の育成を図ることとする。さらに地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的な作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

### (2) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

裾野市は、農業委員会、農業協同組合、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、県農業経営・就農支援センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年間にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

#### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑

な実施に資することとなるよう、担い手協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、裾野市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この基本構想は、平成7年2月28日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成22年5月26日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成25年5月13日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、令和4年4月1日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、令和5年9月28日から施行する。

## 別紙1 (第6の2(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権を設定等を受けた後において、改正前の法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
……改正前の法第18条第3項第2号に掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるこの開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合  
……その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
……その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
……その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
……その土地を効率的に利用することができると認められること。

## 別紙2 (第6の2(2)関係)

### I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借 貸 の 算 定 基 準	③ 借 貸 の 支 払 方 法	④ 益 費 の 償 還
<p>1 存続期間は、3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で、適切と認められる期間その他利用目的に応じて認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から見て3年とすることが相当ないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができます。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地において算出される借賃の額と基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定める</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受けるものが当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当該者の双方の申出に基づき、裾野市が認定した額をその費やした金額</p>

	<p>ものとする。</p> <p>この場合において、その金 銭以外のもので定められる 借賃の換算方法については、 「農地法の一部を改正する 法律の施行について」（平成 13年3月1日付け12経営第 1153号農林水産事務次官通 知）第6に留意しつつ定める ものとする。</p>		<p>又は増加額とする旨を定め るものとする。</p>
--	--	--	---------------------------------

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権限に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借 貸 の 算 定 基 準	③ 借 貸 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
Iの①と同じ。	<p>1 混牧林地については、その 混牧林地の近傍の混牧林地 の借賃の額、放牧利用の形 態、当事者双方の受益又は負 担の程度等を総合的に勘案 して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、 その農業用施設用地の近 傍の農業用施設用地の借賃 の額に比準して算定し、近傍 の借賃がないときは、その農 業用施設用地の近傍の用途 が類似する土地の借賃の額、 固定資産税評価額等を勘案 して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地 とすることが適当な土地に ついては、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③と同じ。	Iの④と同じ。

### III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借 貸 の 算 定 基 準	③ 借 貸 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
I の①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	I の③に同じ。この場合においてI の③中「借貸」とあるのは「損益」と、「貸借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

### IV 所有权の移転を受ける場合

① 対 價 の 算 定 基 準	② 対 價 の 支 払 方 法	③ 所 有 権 の 移 転 の 時 期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに對価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく効率関係は失効するものとする。